

お客様各位

平成30年2月1日

給油プリペイドカード払戻しのお知らせ

エム・シー・オイル株式会社

時下益々ご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、弊社給油プリペイドカード取扱いの下記店舗におきまして、給油システムの入替を行うこととなりました。これに伴い、給油プリペイドカードの取扱いを平成30年1月31日までとさせていただきます。誠に勝手ではございますが、「資金決済に関する法律第20条第1項」および「前払式支払に関する内閣府令第41条」の規定に基づき、支払いを行いますので、未使用残高のある弊社給油プリペイドカードをお持ちのお客様は期間内の払戻しのお申出をいただきますようお願い申し上げます。

尚、平成30年2月1日以降、給油システム変更により、「現金」「クレジットカード」のみのご利用となります。引き続き倍旧のお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

1. 払戻しの対象となる給油プリペイドカード
田主丸営業所発行の給油プリペイドカード



2. 取扱店舗

エム・シー・オイル株式会社 田主丸営業所

福岡県久留米市田主丸町大字豊城1895 電話番号 0943-74-1600

3. 払戻しのお申出期間について

平成30年2月1日から 平成30年4月2日まで

払戻し業務受付時間 9:00 ~ 20:00

※お申出期間内に払戻しのお手続きいただけなかった給油プリペイドカードにつきましては、当該払戻し手続きから除斥されますのでご了承ください。

4. お申出方法と払戻し手続について

期間内に上記営業所まで給油プリペイドカードをご持参の上、お申出下さい。

カード内未使用残高を確認の上、その場で現金にて払戻し致します。

5. 払戻しが出来ない場合

- ・偽造又は変造もしくは盗難されたカードの場合
- ・破損等によりカード内未使用残高が確認できない場合